

参加団体募集中！

くまもと マイ・リバー・サポート

熊本県では、県民の皆様と一緒に良好な河川環境を維持していくため、ボランティア団体等による河川美化活動を支援しています。

支援の対象となる活動は？

県が管理している河川において、おおむね 100 メートル以上にわたりボランティアで行われる清掃、除草、花の植栽といった美化活動を対象としています。

支援の内容は？

平成 30 年 10 月現在、活動者の希望に応じて次の支援を実施しています。なお、支援に当たっては、それぞれ一定の要件があります。

- (ア) 美化活動に必要な用具等（軍手、ごみ袋、草刈機用燃料等）の支給
- (イ) 活動中の事故に備えた傷害保険の加入
- (ウ) 活動をPRするアダプト・サイン（縦 50cm×横 100cm 以内の標識看板）の設置 ※1
- N (エ) 肩掛式草刈機を使用できる作業員「除草サポーター」の派遣 ※2 ※5
- E (オ) 美化活動で収集したごみの運搬及び処分 ※2 ※5
- W (カ) 美化活動に対する報償金（活動報償金）の支給 ※3 ※4 ※5

※1 年間活動回数や活動継続状況等に関する要件があります。

※2 支援を受けないと十分な美化活動を行うことが困難である場合に限りします。

※3 支援を受けることができる団体等は、NPO、町内会、婦人会、老人会、その他地元住民で組織するボランティア団体等に限りします。

※4 年間 2 回以上の活動実績がある場合に限りします。なお、金額は、ポイント（下表参照）の合計×5,000 円（一年度あたり 1 回限り）となります。

	数 量	ポイント
延べ活動人数	2～20人	1
	21～30人	2
	31人～40人	3
	41～50人	4
	51人以上	5
延べ活動面積	500㎡～1,000㎡	1
	1,001㎡～1,500㎡	2
	1,501㎡～2,000㎡	3
	2,001㎡～2,500㎡	4
	2,501㎡以上	5

※5 (エ)又は(オ)の支援を受けた場合、同一年度中に(カ)の支援を受けることはできません。

支援を受けるためには？

まず、関係書類を添えて「くまもと マイ・リバー・サポート参加申込書」を申込窓口に提出して、県と協定を結んでいただく必要があります（申込内容の審査があります。）。

なお、希望する支援内容については上記申込書で確認させていただきますが、実際に支援を受ける場合の手続きは、それぞれ次のとおりです。

- 美化活動に必要な用具等の支給、活動中の事故に備えた傷害保険の加入
☞ 申込窓口にて申込書を提出していただきます。
- 活動をPRするアダプト・サインの設置
☞ 申込窓口にて御連絡ください。
- 除草サポーターの派遣、美化活動で収集したごみの運搬及び処分
☞ 実施日の調整等のため、「くまもと マイ・リバー・サポート参加申込書」でこれらの支援を希望された団体等に県から御連絡させていただきます。
- 活動報償金の支給
☞ 申込窓口にて関係書類を添えて支給申請書を提出していただきます。

支援を追加して受けたい場合は？

変更可能ですので、申込窓口にて事業変更願を提出してください。

申込窓口、問い合わせ先は？

申込窓口は次のとおりです。お問い合わせは、次の申込窓口、または熊本県土木部河川港湾局河川課（TEL 096-333-2508）までお願いします。

活動される市・郡	お問い合わせ先	電話番号
熊本市	県央広域本部 工務管理課	096-273-9637
宇土市、宇城市、下益城郡	宇城地域振興局 維持管理調整課	0964-32-2110
上益城郡	上益城地域振興局 維持管理調整課	0967-72-1109
菊池市、合志市、菊池郡	県北広域本部 維持管理課	0968-25-2167
荒尾市、玉名市、玉名郡	玉名地域振興局 維持管理調整課	0968-74-2143
山鹿市	鹿本地域振興局 維持管理調整課	0968-44-5152
阿蘇市、阿蘇郡	阿蘇地域振興局 維持管理調整課	0967-22-1118
八代市、八代郡	県南広域本部 維持管理課	0965-33-4166
水俣市、芦北郡	芦北地域振興局 維持管理調整課	0966-82-2530
人吉市、球磨郡	球磨地域振興局 維持管理調整課	0966-24-4119
上天草市、天草市、天草郡	天草広域本部 維持管理課	0969-22-4672